

木原線廃止問題で (1/2)

団体交渉開く

木原線廃止「いすみ鉄道出向の
一方的強行を許すな」

十一月二日、木原線廃止問題で、千葉運行部当
局との団体交渉が開催された。

動労千葉はこの間、木原線廃止問題について、
特定地方交通線の廃止は、営利のために鉄道の公
共性を切り捨て、地域住民の生活を破壊する、断
じて許せぬ攻撃であるとの立場から、廃止反対の
闘いをねばり強く展開してきた。

しかし当局は、「日本国有鉄道再建措置法」を
理由に、反対の声を無視して、十月十三日、一九
八八年三月二三日をもって木原線を廃止し、「い
すみ鉄道」に移行する申請をおこなった。
運輸省は、十一月三日、この申請を認可したの
である。

一方、千葉運行部当局は、「出向先の労働条件
は、いすみ鉄道側の問題であり、また出向当該者
の問題であり、労働組合は関係ない」と公言して、
現場においても、一方的に「個別面談」を開始す
るなど、極めて反動的な態度に終始してきた。

出向条件、労働条件について
団体交渉を行うことは当然

千葉運行部当局の反動的姿勢に対し、動労千葉

日刊 動労千葉

87. 12. 7

No. 2717

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八 (動力車会館)
(鉄電)二九三五(六・公衆)〇四七二(22)七二〇七

は、「強制出向攻撃に対しては、ストライキを辞
さず対決する」との基本路線にたつて、当局があ
くまでも、労働組合を無視し、団結権を否定して、
一方的に出向を強行するならばあらゆる戦術を駆
使して闘うことを基本に、勝浦支部を軸とした闘
いの体制をつくりあげ、出向条件、労働条件につ
いて、団体交渉を行うことは当然であるという立
場から、動労千葉申第二号、総連合申第五号をも
つて団体交渉の開催を要求し、当局を追及してき
た。

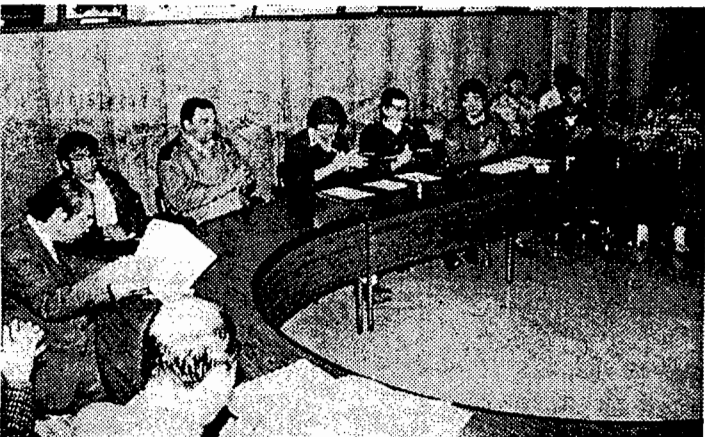
強制出向攻撃粉砕へ向け大きな成果

十一月二日の団交開催は、このわれわれの闘い
の前進を示すものである。

今後もうち続くであろう東日本会社と動労革マ
ル・鉄道労連一体となった強制出向攻撃との対決
にとつて、木原線廃止問題で、当局を団交に応じ
させたことの成果は極めて大きな意義をもつもの
である。

JR 出向命令は 人事権乱用

新幹線の8労働者訴え実る



出向命令停止の勝利の報告集会、石川元也弁護士の説明をきく国労
組合員 (正面拍手をしている人たち) —30日、国労会館

大阪地裁が決定

【大阪】新幹線の運転士、
検査係ら八人の労働者がJR

東海会社の一方的な出向命令
の差止めを求める仮処分
申請をおこないましたが、
大阪地方裁判所民事第一部の
横山敏夫裁判長は三十日午
後、訴えを全面的に認め「出
向命令の効力を停止する」と
の決定を下しました。

向拒否の正当事由として認め
られるとされています。
また、国労組合員八人にた
いてくりかえし出向を強要
しながら、他のJR職員にま
ったく打診してないとの事実
をあげ、JR東海の「人選の
基準」なるもの設定理由は
明確でなく、「極めて疑問」
のとべています。

11月30日、JRの強制
出向攻撃をめぐる裁判にお
いて大阪地裁は、「出向命
令は人事権の濫用であり、
無効」との判決をおろした。
全面勝利である。JRの労
務支配がいかにてたらめな
ものであるのか、今や一点
の曇りもなく明らかである。

12月19日(木)十三回臨時大会へ (教育会館・10時)